

大磯町歴史的建築物の保存及び活用に関する条例の制定について

第 24 回まちづくり審議会

ご指摘・ご意見・ご質問に対する町の考え

No	意見	回答
1	対象建築物に景観法（平成 16 年法律第 110 号）第 19 条第 1 項の規定による景観重要建造物を加えること。	景観重要建造物についても、対象建築物の該当へ加えるよう検討します。
2	所有者等が、保存活用計画を策定するにあたり、町が歴史的建築物を活かしたまちづくりを進める観点から、必要な支援（人的、技術的、財政的）を行うことができる規定を明記すること。	本条例の適用にあたっては、国登録有形文化財、県指定重要文化財、町指定有形文化財、景観重要建造物への登録が要件となっており、それぞれ既存の補助制度があります。また、保存活用計画の作成にあたっては、所有者等との十分な協議・調整を行ってまいります。
3	民間の所有する旧安田善次郎邸と新しく建てられた旧吉田茂邸を条例の中でどのような取扱いをするのか確認したい。	旧安田善次郎邸については、文化財等の登録・指定がなされれば、本条例の適用を受け建築基準法の適用除外となる可能性はあると考えます。 旧吉田茂邸については、再建時に建築基準法の適用を受けている為、本条例の対象とする必要性は無いものと考えます。
4	大磯町の条例第 22 条は登録の取消になっているが、登録建築物が減少してしまう可能性があり、罰則の方が良いのではないか。	登録が取り消しになることにより、建築基準法の違反建築物となり、特定行政庁からの指導を受ける対象となる為、罰金などの罰則がなくても、本条例の実効性は確保できると考えます。
5	現在、国、町指定の文化財の中に個人所有の建造物はあるのか。 個人所有の対象建造物が住居になっていると修繕等の自由がきかなくなり、修繕費用も多大になると思うが、費用負担はどうなるのか考えてもらいたい。	法人名義の建造物があります。 国登録有形文化財、県指定重要文化財、町指定有形文化財、景観重要建造物については、それぞれ修繕等について既存の補助制度があります。